

諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪
都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書に対
する

諏訪市長意見

意見内容

(1) 環境の保全の見地からの意見

【全般的事項】

<地域の特性とバイパスの必要性>

諏訪圏域は、美しい山々、綺麗な湖、そして時計産業が盛んであったことから「東洋のスイス」として名を馳せた地域であり、今でも精密機械工業や電子産業が盛んである。近年は医療やヘルスケア等の成長分野への参入などの動きもあり、技術集積に培われた競争力のある「ものづくり」の産業が生活を支えている。こういった製造業が世界にも稀なほど集積している地域であり、特化した技術を持った工場が多数ある。また、連携して一つの製品が作られることから、地域が一つの工場と考えられ、特に当事業エリアは、諏訪地方の中心にあって、商業、医療、金融等サービス業も集積していることから、圏域内外からの車両の交差する量も多いため、バイパスの全線開通により、地域一帯の利便性や速達性の向上が期待される。

さらに、近年は豪雨や台風による自然災害が激甚化している。諏訪地域は諏訪湖周辺の狭い範囲に、高速道路や国道、県道などの幹線道路、JR 中央線が整備されているが、水害の発生により交通が遮断されることもしばしばである。災害に強い代替路となる道路がなく、道路ネットワークが脆弱であるため、リダンダンシー（※）の確保が急務である。

加えて、幹線道路の交通容量が不足しているとともに、国道 20号現道には 2箇所の JR 踏切があることから、交通渋滞が発生し移動性が阻害されている。バイパスの開通は、通過交通の減少による通勤通学時間帯の慢性的な交通渋滞の緩和、通勤時間の短縮、通勤負荷の軽減及び通勤時の交通事故軽減や物流の効率化、それに伴う CO2 削減にも寄与するほか、公共交通機関の運行が時間正

確かつスムーズになり、利便性の向上が図れるなど、交通の円滑化や通勤範囲の拡大による企業の人材確保への効果が期待される。また、交通渋滞に起因する交通事故も多発しているほか、これに関連し、渋滞を回避した通り抜け車両による死亡事故が多発している地域もあり交通安全の確保も期待される。

このように諏訪バイパスの整備は、地域一帯の利便性や速達性の向上、リダンダンシーの確保、交通の円滑化、交通安全の確保、地域産業への波及効果などの期待感が大きく早期の整備が必要である。

<諏訪の資源の重要性>

当市は、古来山紫水明と賛美され満々と水を湛える諏訪湖や、雄大な自然が広がる霧ヶ峰高原など良好な景観に囲まれた自然豊かな地域であるとともに、全国各地に鎮座する諏訪神社総本社である諏訪大社をはじめとする歴史ある神社仏閣などの名所・旧跡も多く、自然と歴史文化に恵まれた有数の観光地であるとともに、全国的にも稀な高原湖畔都市である。昔から、諏訪湖畔周辺には、霧ヶ峰地域を涵養域とした温泉や地下水が湧き出し、この良質かつ豊富な水資源を利活用した多くの温泉施設や醸造業、精密機械工業などが栄えてきた。野山には清流が流れ、家々の間を通る幾つもの水路には淀みなく湧水が流れ、裾野には名水名所なども広く点在しており、飲用水や池への引き込み水、農業や生活用水としても多く利用されている。湧き出す温泉は、宿泊施設は元より、周辺地区の共同浴場や個人宅でも親しさを感じながら広く利用されている。このように、この地域に湧き出す湧水や温泉は、当市の文化を継承し経済の発展を守る上で大切な優良資源である。

<諏訪の地形・地質の特徴>

諏訪地域は、現在も活動度の高い活断層である中央構造線と糸魚川静岡構造線が諏訪湖で交差している。地表の大部分は塩嶺累層や霧ヶ峰などからの火山噴火物で覆われている軟弱地盤層で、地下には大小多くの断層が形成されており、いわゆる、断層帯により作られた地形である。このため、地震による影響が懸念され、南海トラフ地震防災対策推進地域等に指定されているほか、山沿いは急峻な地形が多く、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所も多い。さらに、国土地理院が諏訪地域の活断層図を令和3年9月に大きく改定し、計画ルート付近に新たな推定活断層が確認された。

＜寄せられる心配＞

今回公表されたルートは、四賀地区の平坦部の軟弱地盤地域を盛土及び高架構造で通過し、下諏訪境までの東側の断層帯部分をトンネル及び切土構造で通過するものである。軟弱地盤地域では、道路構造物による周囲への影響や地震による倒壊などが心配されている。また、トンネル部については、断層部を通過することによる工事の安全性、地下水や温泉等の減少・枯渇など水資源への影響が特に心配されている。切土部については、地区内道路と幹線道路の接続や地区内道路及び河川・水路の分断が心配されている。さらに、近年全国で想定を上回るような災害が多発しており、市内でも諏訪湖や河川の氾濫などの水害が心配されている。

＜要請事項＞

これらの現状を踏まえた上で十分な対策を検討する必要がある。このため、事業の実施に向けては、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響や、動植物の生息、生育地等の自然環境への影響に十分に配慮し、後世へ貴重な自然資源を継承できるよう、将来的な影響も含め想定を上回るような事案が発生しないよう十分な調査を行うとともに、バイパスによる地域や道路、水路の分断が発生しないよう検討し、対策を講じながら、着実に進められたい。また、住民から長野県が進めるゼロカーボン戦略との整合性への疑問や環境への影響の心配、工事や補償への不安などが多く寄せられていることから、今後も、これらを払拭するための情報提供や地域住民への説明を行いながら事業を進められたい。

(※リダンダンシー…災害等による障害に備え、予め交通ネットワークを多重化し、予備の手段が確保された状態。)

【個別的事項】

1 【大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じん等）】

- ①自動車の走行において、全ての予測地点で環境基準値以下になると予想しているが、当地域は森林に囲まれた空気がきれいな地域であるため、環境基準値に捉われず、環境への影響をできる限り低減するよう十分な対策を講じられたい。
- ②本事業は、全線の8割近くをトンネル構造としており、沿線の大気汚染対策

として有効である。一方、トンネル内の換気については、排気口の設置が無く、トンネル出入口の排気のみであり、排気は出入口付近に集中するため、必要に応じて排気対策を講じられたい。

- ③工事車両による大気質の影響については、散水や洗車などの環境保全措置を確実に実施し、影響をできる限り低減されたい。また、工事車両の運行ルートについては、大気質及び騒音、振動、低周波音の対策のために、家屋の多い道路や生活道路の使用は極力避けるとともに、事業実施段階においては、現場周辺の調査を十分に行い、地域の実情を考慮した対策を講じられたい。

2【騒音】

- ①本計画の事業地は、これまで騒音による影響が少なかった地域である。環境基準値以下であっても、住民に著しい影響が生じる恐れがあるため、事業実施による環境への影響が軽減されるよう、十分に配慮されたい。
- ②家屋の密集している箇所や保育園、公民館などの公共施設周辺については、環境基準値以下の場所においても近隣住民や関係者等と協議の上、遮音壁の設置など環境への影響を最小限とする対策を講じられたい。

3【振動・低周波音】

- ①本計画の事業予定地の中で、四賀地区の平坦部は特に軟弱な地盤であるため、環境保全措置のほか、工事車両は低速で走行するなど、振動の影響について十分配慮されたい。また、大地震による構造物の倒壊や車両通行による振動の発生が無いよう、詳細設計において十分に検討をされたい。
- ②通行車両の振動により、山沿いやトンネル坑口付近での落石や崩落、またトンネル土被りの浅い箇所での家屋への影響が発生しないよう十分な対策を講じられたい。

4【水質】

- ①工事の実施や川底の掘削により水の濁りや汚れが発生する可能性があり、保全措置を講じることにより環境負荷の回避、低減を図るとされているが、当地域では河川水や湧水を、飲用水や池への引き込み水、農業や生活用水として広く活用していることから、工事により水質の変化がないように十分な配

慮をされたい。

- ②河川の水質が環境基準値以下であっても魚類の遡上や産卵等に影響を及ぼす可能性が高いことから、工事実施時期については、関係団体や機関等との十分な協議をされたい。

5【水象】

- ①計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見にもあるとおり、本計画は地下水、水源、源泉等への影響が懸念されている。当該範囲は山裾部に位置しており、既存文献等で非常に多くの湧水が知られている。また地下水を利用した産業も発展している。全国的にも有名な酒造会社も地下水を利用して仕込みをしており、水量や水質の変化があると産業にも悪影響を与える可能性がある。湧水は農業用水としても広い範囲で利用されている。さらに、歴史ある神社仏閣などの名所・旧跡には名水の湧き出ている箇所も点在している。温泉についても、宿泊施設は元より、周辺の共同浴場や個人宅にも引き込まれ、市の温泉の契約件数だけでも約 2,000 件に及んでいる。地下水や源泉等は多くの方が多岐に亘り利用している。当事業により地下水の流れに大きな影響を与えると回復は困難になることが懸念されるとともに、この地域への打撃は相当なものとなることが予想される。準備書でボーリング等を実施している調査範囲は角間川とその左岸側の山麓付近を中心としたバイパスルート沿いの範囲に限られているが、南澤水源や酒蔵が点在する地域の地下水は、霧ヶ峰の踊場湿原を源流とする普通河川下横河川（茅野市での呼称は一級河川茅野横河川）の寄与が大きいとする心配の意見もある。地下水の状況を明らかにし、安全な道路とするため、ルート沿いの更に詳細な調査を実施するとともに、更に下横河川や福沢川周辺を含めたより広い範囲での調査を行い、環境への影響を低減し安全な道路となるよう検討を希望する。また、計画地周辺の水質調査に関して、当市がこれまでに行った調査データも参考資料として活用されたい。
- ②本地域は、日本を代表する大断層である糸魚川－静岡構造線と中央構造線が会合する地質学上も極めて特異な地域であり、これらに関連した断層や破砕帯が広がる地域であると考えられている。さらに、国土地理院は諏訪地域の活断層図を令和 3 年 9 月に大きく改定しており、計画ルート付近に推定活断

層が新たに確認されている。この周辺では過去にトンネル工事で出水事故などが発生した経緯もあり、トンネルの掘削や大規模な土地改変に関しては、温泉や湧水などの地下水環境に大きな影響を与える可能性があるのではないかと心配する声がある。本計画では、この断層帯部分をトンネル及び切土構造で通過する計画である。今後、事業の実施に向けては、さらに入念な水質や地質調査を実施し、地下水環境への影響について十分に検討して、影響のないよう対策をされたい。また、先出水事故の際、凝固剤を使用し二次被害が発生した事例もあるため、凝固剤やセメントミルクなどの地盤改良材の使用については、まずは必要性の検討を十分に行い、使用する場合には被害抑制のため、細心の注意を払われたい。

- ③環境保全措置として「観測修正法による最適な工法の採用」を実施することとしており、環境保全措置の内容を確実に実施するためには、事後調査の重要性は非常に高いと考える。事後調査は工事前、工事中及び完成後に行うこととしているが、予測し得ないような著しい影響が発生しないよう十分に詳細な調査を実施するとともに、実施にあたっては専門家の意見を交えて環境負荷の回避・低減を図るよう努められたい。
- ④トンネル掘削による地下水など水資源への影響を調べるための調査範囲や調査量、影響があった場合の補償などについて不安に思っている住民が多いことから、これらの不安を払拭するために、更なる調査を実施し、その内容及び調査結果を情報提供されたい。また、誤解を生じやすい「事後調査」など専門用語の意味などについても、地域住民の理解が得られるよう説明をされたい。

6 【地形及び地質】

- ①四賀地区の平坦部を盛土及び高架構造で通過することとしているが、当地域は軟弱地盤地域であり、道路構造物による周囲への影響や地震による倒壊などが心配されている。十分な調査を行った上で、最新の技術を採用し、周辺へ影響を及ぼさないよう万全の措置を講ずるとともに、道路や周辺地域の沈下について、必要に応じて設置前後の検証を行うなどの対応をされたい。
- ②東側の地域（四賀桑原地区から大和地区）は、断層帯部分をトンネル及び切土構造で通過する計画であるが、国土地理院から新たに諏訪地域の推定活断

層図が示され、土砂災害警戒区域も通過するため、工事の安全性や地震時の倒壊などの災害が心配されている。工事や防災面での安全性について、様々な角度から更なる詳細な検証をされたい。また、事業に伴う工事や補償などについても不安に思っている地域住民も多いことから理解が得られるよう情報提供や丁寧な説明をされたい。

7 【日照阻害】

- ①住宅や農地への影響が極力生じないように、建造物の高さや構造、位置などの変更で回避できないか十分に検討されたい。また、補償については基準だけで判断するのではなく、周辺の様々な事情などに配慮しつつ慎重に検討されたい。

8 【動植物及び生態系】

- ①現地調査により、一部の動物や植物の生息又は生育環境が保全されない可能性があるとして予想しており、準備書に記載されている環境保全措置及び事後調査の重要性は非常に高いと考える。これらの具体化に係わる検討にあたっては専門家の意見を交えて環境負荷の回避・低減を図るよう環境保全措置及び事後調査を実施されたい。

9 【景観・人と自然との触れ合い活動の場】

- ①予測結果では、ルートの一部に眺望や景観に変化が生じ、そのことにより快適性に影響を与える可能性があるとして予想しており、形式、デザイン、色彩の検討及び緑化等の保全措置を行うと準備書に記載されていることから、環境保全措置を促すため、事業の実施にあたっては、内容について各事業者と必要な情報共有に努め、確実にその措置を実施されたい。
- ②建設工事期間は長期となり、特にアクセス道路工事箇所周辺は工事現場が広範囲となるため、景観の悪化や人と自然との触れ合いの場が長期間制約されることが予想される。これまでの住民生活に大きな影響が発生しないよう、万全の対策を講じられたい。

10【文化財】

- ①市内遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地の指定地）については、埋蔵文化財担当部署と工事着工前に必ず協議されたい。また、指定地外であっても隣接地の場合は試掘あるいは確認調査が必要となることから、調査へ協力されたい。

11【廃棄物等】

- ①発生した建設副産物については、自然由来の重金属類の含有の有無等の調査を実施するとともに、仮置きについては、大雨や地震時などに流出・崩落による災害が発生しないよう、法令等に基づき適正に管理・処理されたい。
- ②発生土や廃棄物などの処理については、心配する住民も多いことから、処理方法や場所などについて、できる限り情報を提供されたい。

(2) その他指摘事項等

【記載の修正】

- ①第4章 4.2.8 3) (2) [4-2-129 ページ]

・タイトル『(2)第五次諏訪市総合計画（後期基本計画平成29～33年度）（平成29年2月）』を『(2)第五次諏訪市総合計画（後期基本計画平成29～令和3年度）（平成29年2月）』に訂正されたい。

・本文中『本計画は、諏訪市の将来像を実現するための7つの基本目標、16の基本政策、39の基本施策からなる「基本構想」、具体的な事務事業を定める「実施計画」により構成されています。』を『本計画は、諏訪市の将来像を実現するための7つの基本目標及び16の基本政策からなる「基本構想」、基本構想を実現するために各分野において行う39の基本施策からなる「基本計画」、並びに具体的な事務事業を定める「実施計画」により構成されています。』に訂正されたい。